監理団体 代表者 各位 実 習 実 施 者 各位

> 建設関係職種等に属する作業に係る技能実習計画認定申請を行う際の 建設キャリアアップシステム登録に関する当面の取扱いについて

日頃から、技能実習制度の適正な運用につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御 礼申し上げます。

建設関係職種等に属する作業に係る技能実習を行わせる場合には、建設キャリアアップシステムへの事業者登録及び技能実習生の技能者登録が必要とされているところ、新型コロナウイルス拡大防止の観点から、建設キャリアアップシステムの運営主体である(一財)建設業振興基金において実施されている同システムへの登録に係る審査業務が一時的に停止されておりましたが、今般審査業務が再開された旨、国土交通省より情報提供がありました。

ただし、当面の間は、建設関係職種等に属する作業に係る技能実習計画認定申請を行う際は、以下の書類が添付されていることを機構が確認することで認定等の措置を行う取扱いとします。

▶ 申請時の添付書類

- 〇システム登録をインターネットで申請した場合 申請後に自動配信される、申請者番号が記載されたメールの写し
- 〇システム登録を郵送で申請した場合 建設キャリアアップシステム受付証明書(郵送申請)の写し

▶ システム登録が完了した場合

速やかに事業者 ID を明らかにする書類(メール「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者 ID」のお知らせ」またはハガキ「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」の写し)を地方事務所・支所認定課へ提出。

- ※ 本取扱いをもって技能実習計画の認定を受けた場合でも、建設キャリアアップシステムの登録が完了した場合には後日事業者 ID を明らかにする書類の提出が必要となりますので、忘れずに地方事務所・支所認定課まで提出するようお願いいたします。
- ※ 建設キャリアアップシステムの登録に関する詳細は、(一般) 建設業振興基金 のホームページ等をご確認ください。